

平成 29 年度第 1 回作業報酬審議会 摘録

- 1 日 時 平成 29 年 8 月 24 日（木）14 時 00 分～15 時 20 分
- 2 場 所 川崎市役所第 3 庁舎 12 階 財政局会議室
- 3 出席者 審議会委員 5 名
事務局 財政局 6 名
参考人 総務企画局行政改革マネジメント推進室 1 名
傍聴人 なし

- 4 諮 問 平成 30 年度特定業務委託契約作業報酬下限額の諮問
(諮問書を財政局長から審議会会長に手交)

5 議 題

- (1) 公契約制度の運用状況等について
(2) 平成 30 年度特定業務委託契約作業報酬下限額について

6 議 事

(1) 報告事項

ア 公契約制度の運用状況等について（公開）

平成 23 年度から平成 28 年度の公契約制度の対象契約の施行状況について報告する。

特定工事請負契約については、平成 23 年度は 15 件（平均落札率 76.2%）、平成 24 年度は 29 件（平均落札率 86%）、平成 25 年度は 17 件（平均落札率 92.1%）、平成 26 年度は 15 件（平均落札率 97.9%）、平成 27 年度は 11 件（平均落札率 95.0%）、平成 28 年度は 17 件（平均落札率 94.5%）であった。

特定業務委託契約については、平成 23 年度は 34 件、平成 24 年度は 184 件、平成 25 年度は 180 件、平成 26 年度は 186 件、平成 27 年度は 192 件、平成 28 年度は 209 件であった。

平成 23 年度については、4 月 1 日契約について、公契約の適用がなかったため数が少なくなっている。平成 24 年度以降は全期間が対象となっており、概ね 180 件から 190 件程度で推移しているが、給食調理業務が追加された平成 28 年度は 200 件を超えた。

指定管理施設については、平成 28 年度は 214 施設が対象となっている。

特定工事請負契約及び特定業務委託契約（指定管理を含む）において、条例違反となる作業報酬下限額を下回るような賃金の支払いはなかった。

(2) 審議事項

ア 平成 30 年度特定業務委託契約作業報酬下限額について（非公開）

作業報酬下限額の審議については、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」第 5 条第 3 項の規定により、会議を公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められるので非公開とする。

次回審議会（平成 29 年 9 月 5 日開催）まで継続審議とする。

7 その他

(1) 公契約アンケート実施結果について

平成 28 年 8 月から 12 月までに実施し、調査対象はアンケート実施期間中において公契約制度対象の工事契約を履行中の受注者及びその現場で働く労働者とした。回答数は、受注者 16 件（回答率 100%）、労働者 327 件（回答率おおむね 40%）であった。

アンケートの集計結果は、本審議会終了後に川崎市ホームページ（報道発表資料）及び入札情報かわさき（公契約関係）へ掲載する。

8 閉 会

平成 29 年度第 2 回作業報酬審議会 摘録

- 1 日 時 平成 29 年 9 月 5 日（火）14 時 00 分～14 時 50 分
- 2 場 所 川崎市役所第 3 庁舎 12 階 財政局会議室
- 3 出席者 審議会委員 5 名
事務局 財政局 4 名
参 考 人 なし
傍 聴 人 なし
- 4 議 題 平成 30 年度特定業務委託契約作業報酬下限額について
- 5 審 議 平成 30 年度特定業務委託契約作業報酬下限額について
作業報酬下限額の審議については、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」第 5 条第 3 項の規定により、会議を公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められるので非公開とする。

【答申】全会一致で賛成 995 円
- 6 閉 会

閉会后、審議会会長から財政局資産管理部長に答申書を手交

平成 29 年度第 3 回作業報酬審議会 摘録

- 1 日 時 平成 30 年 3 月 27 日（火） 13 時 00 分～13 時 40 分
- 2 場 所 川崎市役所第 3 庁舎 12 階 財政局会議室
- 3 出席者 審議会委員 5 名
事務局 財政局 6 名
関係局 建設緑政局技術監理課 1 名
- 4 議 題 (1) 特定工事請負契約の作業報酬下限額について
(2) その他
- 5 開 会
(1) 特定工事請負契約に係る作業報酬下限額について

「特定工事請負契約の作業報酬下限額について」の諮問書を財政局長から審議会会長へ手交

この審議会は、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」第 3 条により、公開とされているが、本日の審議会については、同条例第 5 条第 3 項の規定により、会議を公開することにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる審議に該当するものであると考えられることから、非公開とする。

審 議

結 論（全会一致）

「特定工事請負契約の作業報酬下限額について」は、平成 30 年 3 月から適用される公共工事設計労務単価の 91%の額とすることを審議会として決定する。

(2) その他

- ア 特定業務委託契約における台帳審査の集計時期の見直しについて報告
- イ アンケート結果を踏まえた取組の実施状況について報告

- 6 閉 会
審議会終了後、審議会会長から財政局資産管理部長に答申書を手交